平成29年度 随意契約の公表(地域福祉部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせください。

平成29年10月1日から平成30年3月末日までの随意契約

【地域福祉部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
生活福祉課	生活保護業務追加 に伴うシステム改 修業務	平成30年2月7日	北日本コン ピューター サービス株式 会社	秋田市南通築地15 番32号		当該システムの開発業者であり、他社ではシステム改修業務が困難であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による)
高齢介護課	八尾市白寿高齢者 祝寿事業委託業務	平成30年2月7日	八尾市高齢ク ラブ連合会	八尾市本町二丁目4 番10号	中間 (在問目:3 %)	市内全域において地域奉仕活動の担い手として 活躍する八尾市高齢クラブ連合会に事業委託し て実施することが、本事業の円滑な実施に適当 であり、その性質又は目的が競争入札に適さな いため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該 当)
高齢介護課	高齢福祉システム 機種更新に伴う対 応業務	平成29年10月1日	株式会社日立 製作所関西支 社	大阪市北区中之島二 丁目3番18号	3,888,000円	本委託先は当該システムを開発事業者であり、 本市業務仕様を熟知しており、同社以外では本 事業目的を達成することが困難であるため。(地 方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
高齢介護課	高齢者福祉システ ム運用保守業務	平成30年2月1日	株式会社日立 システムズ関 西支社	大阪市北区堂島浜一 丁目2番1号		本委託先は当該システムを導入した事業者であり、パッケージシステムの仕様や運用等を熟知しており、同社以外では本事業目的を達成することが困難であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
高齢介護課	介護保険システム 法改正に伴う平成 29年度改修業務	平成29年10月1日	株式会社日立 製作所関西支 社	大阪市北区中之島二 丁目3番18号	10,260,000円	本相手方開発の導入済みシステムに対するパッケージウェアの適用作業となるため、システム構成に関するすべての情報及び著作権を有している本相手方しか対応業務を行えないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
高齢介護課	介護保険システム 機種更新に伴う対 応業務		株式会社日立 製作所関西支 社	大阪市北区中之島二 丁目3番18号	16,029,360円	本相手方については、現行パッケージウェア及び OCR機器を導入以来、本市の業務仕様を熟知 し、それに合わせたカスタマイズ対応を数多く行っ ている実績があることから、システム構築作業に おいては、現行資産が流用できることで工数の短 縮となり、経済的、作業的に最も効率的であるた め。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2 号該当)
高齢介護課	介護保険システム 運用保守業務	平成30年2月1日	株式会社日立 システムズ関 西支社	大阪市北区堂島浜一 丁目2番1号	30,904,546円	本相手方開発の導入済みシステムに対する保守 業務となるため、システム構成に関するすべての 情報及び著作権を有している本相手方しか対応 業務を行えないため。(地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号該当)
障がい福祉課	大阪府福祉医療費 助成制度の再構築 にかかる福祉医療 システム改修業務 委託	平成29年11月1日	(株)アイネス 関西支社	大阪市中央区本町二 丁目5番7号	9,990,000円	当該システムは同社が開発しており、改修業務 や運用等について他の事業者には無いノウハウ を有していることから、同社以外では本事業目的 を達成することが困難であるため。(地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方 の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
障がい福祉課	障がい福祉システムにおける副本レイアウト改訂対応 業務委託契約	平成30年2月7日	(株)アイネス 関西支社	大阪市中央区本町二 丁目5番7号	3,051,000円	当該システムは同社が開発しており、改修業務 や運用等について他の事業者には無いノウハウ を有していることから、同社以外では本事業目的 を達成することが困難であるため。(地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号該当)
障がい福祉課	障がい福祉システ ムにおける「障害者 の日常生活をがに 会生活を総合のに 支援するための法 律及び児童福祉去 の一部を改正する 法律」施行に係る 改修業務委託	平成30年3月1日	(株)アイネス 関西支社	大阪市中央区本町二 丁目5番7号	· ·	当該システムは同社が開発しており、改修業務 や運用等について他の事業者には無いノウハウ を有していることから、同社以外では本事業目的 を達成することが困難であるため。(地方自治法 施行令第167条の2第1項第2号該当)